

原田名水田二畝一二畝坪作事

合

又十畝がらの河川不律 まのこ 又廿十畝不

又三三畝の河川不律 まのこ 同坪中 同坪中 まのこ

同坪中 五八畝通作 又廿三畝の河川不

又三三畝十河川不律 まのこ 又廿五畝の河川不

又廿中原田の河川不律 まのこ 同坪中 十中五畝

又三三畝同坪中 まのこ 同坪中 同坪中 まのこ

又十山下 まのこ 又廿十畝の河川不律 まのこ 同坪中 通作 まのこ

十中 まのこ 又廿十畝の河川不律 まのこ 同坪中 同坪中 まのこ

中 まのこ 又廿十畝の河川不律 まのこ 同坪中 同坪中 まのこ

又廿 まのこ 又廿十畝の河川不律 まのこ 同坪中 同坪中 まのこ

五 まのこ 又廿十畝の河川不律 まのこ 同坪中 同坪中 まのこ

中 まのこ 又廿十畝の河川不律 まのこ 同坪中 同坪中 まのこ

十 まのこ 又廿十畝の河川不律 まのこ 同坪中 同坪中 まのこ

中 まのこ 又廿十畝の河川不律 まのこ 同坪中 同坪中 まのこ

ら まのこ 又廿十畝の河川不律 まのこ 同坪中 同坪中 まのこ

正安元年九月廿八日 正統

正安元年 己九月廿八日 正統

正統元年 九月廿八日 正統



元禄八年八月廿一日

原田名水田一疋不埒之事

命

廿年おや此の段 廿年おや此の段

十畝 ねんおや此の段

廿年おや此の段 廿年おや此の段

廿年おや此の段 廿年おや此の段

廿年おや此の段 廿年おや此の段

廿年おや此の段 廿年おや此の段

廿年おや此の段 廿年おや此の段

正安元年己九月廿八日 年終

元禄八年八月廿一日

元禄八年八月廿一日

元禄八年八月廿一日

元禄八年八月廿一日

元禄八年八月廿一日

正安元年 己九月廿八日 平絶

乃徳人平絶

しんぬり川不互交る二方よりきく
わいあししきるさくはあれたる
日さあころ十由たつあひさるころ
さあまつしきく入ねるの乃あ
中二のさあは入てきとも
はねるさあはあつものさあ
さあまつしきく

正安元年 己九月廿八日 平絶

乃徳人平絶

和与

指宿郡原田名号 田内三分一二事

右舎元忠景 今者死去 与忠俊相論依乃

三分一二様難治雜者新陳所款以和
与之儀統忠令分直之上者佐彼分
出之旨於自今以後と相牙不可有違乱
事也仍和与と仕付

和与

相宿郡原田名^号田内之分一二事

右舎元忠景^{今者死去}与忠俊相論依乃

三分二様難治雜者新陳所然以和

与之儀然忠令分直之上者任彼分状

未之旨於自今以後去相牙不可有違乱

去也仍和与之状如行

正安元年^{己九月廿八日}平忠俊

又後人部平忠俊

和与

相宿郡原田名^号田内各三分二事

右忠又忠景与同舎弟忠俊相論依乃

三分二様難治既番初陳而後以

和与之儀然忠令分直之上者任彼分状

旨於自今以後去相牙不可有違乱

去也仍和与之状如行

正安元年^{己九月廿八日}平忠俊

又後人部平忠俊